

電子調達
（建設工事、測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等）
説明会資料

－大阪府電子調達システム－

～本日の説明の流れ～

電子調達システムをご利用いただくために(1)

○電子調達システムをご利用するために御用意いただくものを簡単にご紹介します。



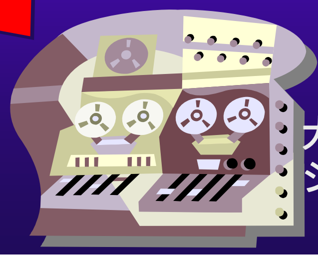
パソコン
・Windows XP等のＯＳでｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続可能
・メール、Webブラウジング
・ＪＡＶＡ実行環境、ウイルス対策ソフトなど



インターネット

インターネット接続環境
・インターネット接続のためのプロバイダ契約
・インターネット接続回線（ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞ推奨）
・必要に応じ機材（ﾙｰﾀ等）

ICカード、ICカードリーダ
・電子入札に参加するためには、国土交通省仕様のICカード／ICカードリーダが必要です。



大阪府電子調達システム

電子調達システムをご利用いただくために(2)

○電子調達システムを利用するために注意すること（パソコン設定等）

・利用する通信プロトコル
「HTTP、HTTPS、LDAP、SMTP」を使用します。

プロトコル：コンピュータ同士が通信するための手順、通信規約
HTTP：Webサーバーとクライアント端末（パソコン）の通信規約
HTTPS：Webサーバーとの通信プロトコルで、セキュリティ向上のために、SSLという暗号化を行なって通信します。
LDAP：ユーザ管理等の情報を利用するための通信プロトコルで、電子調達では、ICカードによる本人性の確認等で利用します。
SMTP：電子メールの送信を行う際に利用します。

・お手持ちのパソコンにこれらが利用できる設定が必要です。
・これらが利用できるプロバイダと契約する必要があります。
（ただしLDAPは申請では利用しません）

これらのプロトコルの設定等につきましては詳しくは貴社のシステム担当またはインターネットサービスプロバイダなどにおたずねください。

電子調達システムをご利用いただくために(3)

○システムへのログインについて

＜電子申請＞



ID／パスワード

電子入札用ICカード



＜電子入札＞

ID／ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞによるログインはありません



電子入札用ICカード



○WindowsVista等をご利用のみなさまに

- 最新のオペレーションシステムなどの「Windows Vista」及び「Internet Explorer 7」（最新機種に搭載されています）は、現在利用できません。

○Windows XPをご利用のみなさまに

- Windows XPをご利用のみなさまで、サービスパック２（SP2）を適用された場合合、電子調達システムがうまく動作しないといった影響がある可能性があります。

・ポップアップブロック機能
　ポップアップ画面が表示されず、次の画面に遷移できなくなる。
・ダウンロード防止機能
　ダウンロード実行時に、警告ダイアログが表示される。

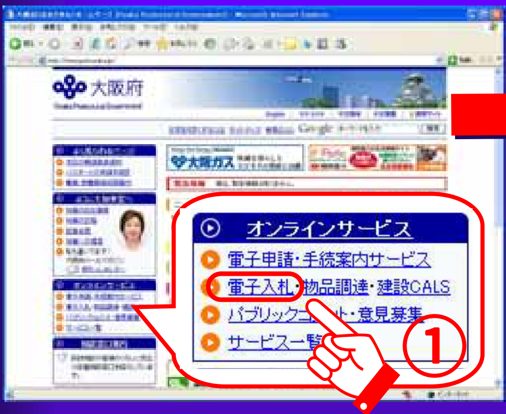
お使いの「インターネットエクスプローラ」の設定変更により対応することが可能です。



第１章　電子申請システムの利用にあたって

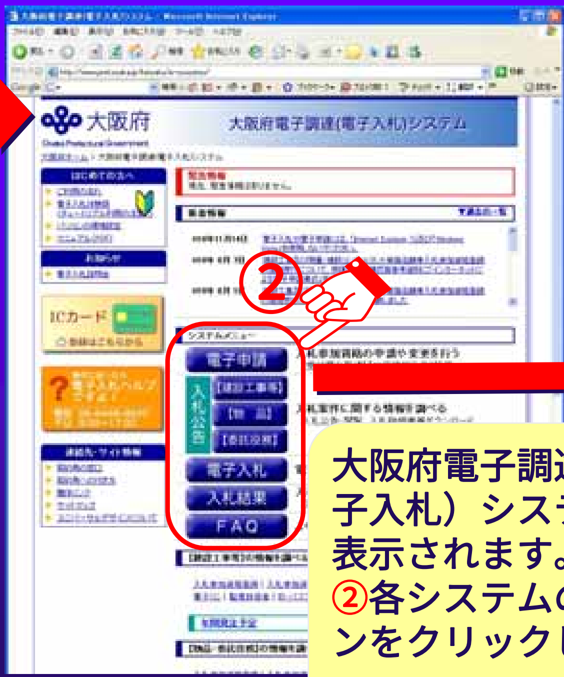
1.1　大阪府トップページからのアクセス方法

大阪府トップページ
⇒http://www.pref.osaka.jp/



「オンラインサービス」内の①「電子入札」をクリックします。

大阪府電子調達（電子入札）システム



大阪府電子調達（電子入札）システムが表示されます。
②各システムのボタンをクリックします。

1.2　大阪府電子調達システム（第２期）の構成

大阪府電子調達（電子入札）システム



電子申請システム



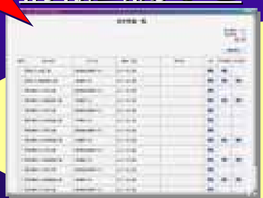
- 入札参加資格申請を行います。
- 電子入札用ＩＣカードの登録を行います。

電子入札システム



- 入札参加資格申請や入札書の提出を行います。
- 電子入札用ＩＣカードが必要です。

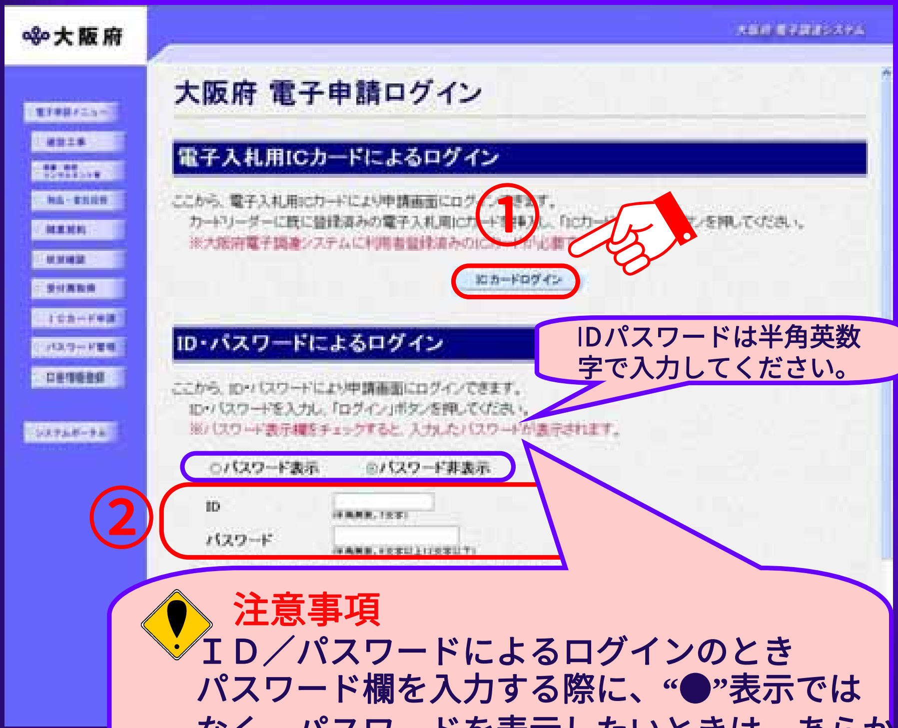
情報公開など



- 入札公告情報・予定価格などの公開情報が閲覧できます。
- ＦＡＱ（よくある質問）などを閲覧することができます。

第１章　電子申請システムの利用にあたって

1.3　大阪府電子申請ログイン



注意事項

ＩＤ／パスワードによるログインのとき
パスワード欄を入力する際に、“●”表示ではなく、パスワードを表示したいときは、あらかじめ「パスワード表示」ボタンを選択しておいてください。

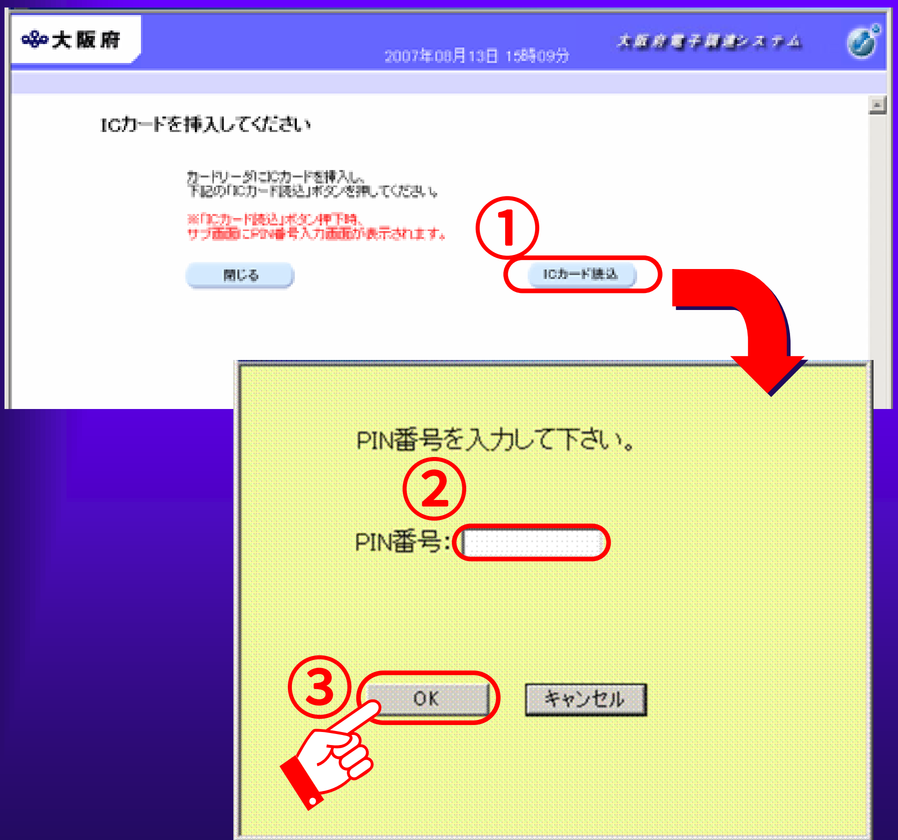
大阪府電子申請システムへのログイン画面です。２種類のログイン方法があります。

① 電子入札用ＩＣカードによるログインです。
「ＩＣカードログイン」ボタンを押下します。

② ＩＤ／パスワードによるログインです。
「ＩＤ」「パスワード」の入力後「ログイン」を押下します。

第１章　電子申請システムの利用にあたって

1.4　ＩＣカード挿入依頼～PIN番号入力



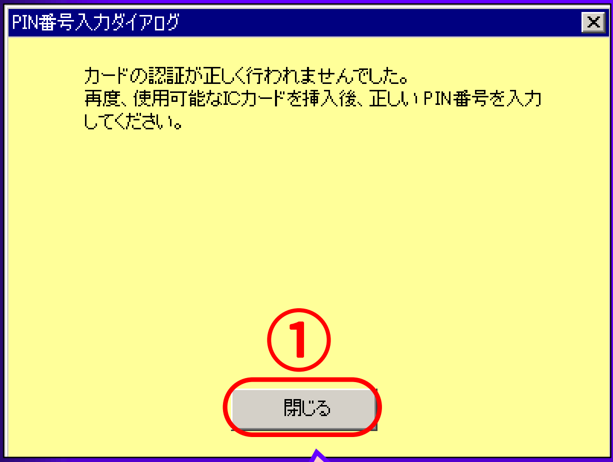
登録済みのＩＣカードを挿入し、PIN番号を入力して認証チェックします。

① 登録済みのＩＣカードをカードリーダにセットし「ＩＣカードログイン」ボタンを押下します。

② 「PIN番号」の入力を行います。

③ 「ＯＫ」を選択し、押下します。

1.5　ログインエラー



認証エラー時のメッセージです。

① PIN番号による認証が正しく行われませんでした。
「閉じる」ボタンで電子入札用ＩＣカードによるログイン画面に戻ります。

注意事項

PIN番号を複数回誤って入力するとＩＣカードが失効するおそれがあります。
認証局によって運用は異なりますが、入力は十分注意して行ってください。

1.6　ICカードの利用（1）

<ＩＣカードはなぜ必要なの？>

大阪府の電子入札に参加するためには、ＩＣカード（電子証明書）が必要です。ＩＣカードを利用することによって高いセキュリティを確保することができます。
なお、電子入札用のＩＣカードを利用して電子申請システムへログインすることも可能です。



電子入札におけるICカードは紙入札での印鑑に相当します。

電子申請システムで、ICカード登録を行うことができます。

1.7　ICカードの利用（2）

＜ＩＣカードはどこから購入するの？＞

大阪府の電子調達システムは、コアシステムの電子入札システムに準拠しており、国土交通省のシステムに対応したＩＣカードを利用することができます。



1.8　ICカード利用までの流れ（購入からICカードが利用できるまで）

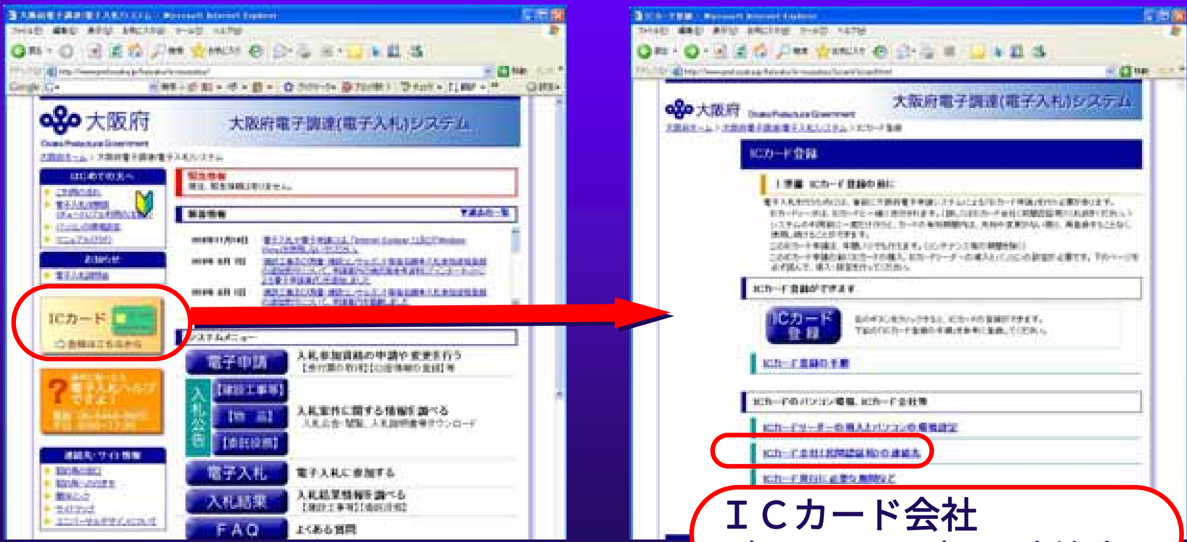
作業内容	問合せ先
①ＩＣカードの購入 →各企業・会社において、認証局に申請して購入します。 ②ＩＣカードをパソコンで使えるよう設定 →ＩＣカードに同梱されているＩＣカードリーダーをパソコンで利用するために必要なソフトウェア（ドライバ）をインストールします。 ③大阪府のＪａｖａポリシー設定 →大阪府電子調達システムでＩＣカードを使用できるよう、パソコンに発注機関のＵＲＬを登録します。 ④Ｊａｖａポリシーの設定確認 →Ｊａｖａポリシーが正しく設定できたか、電子入札システムのトップページにアクセスして確認します。時計の確認	認証局
⑤ＩＣカードの登録申請 →電子申請システムにより、大阪府で登録（または登録申請中）の業者情報とＩＣカード情報の結び付けを行います。	大阪府

1.9　ICカード登録の流れ（１）

①ICカードの購入について

電子入札コアシステムに対応した民間認証局から提供されているＩＣカードを購入して下さい。<大阪府電子調達（電子入札）システム→ＩＣカード→ＩＣカード会社（民間認証局）の連絡先>に、認証局の連絡先が記載されています。

<大阪府電子調達（電子入札）システム>



ＩＣカード会社
（民間認証局）の連絡先

1.10　ICカード登録の流れ（２）

②ＩＣカードをパソコンで使えるよう設定

認証局から送付されたICカード、ICカードリーダに添付されている取扱説明書に従ってパソコンにＩＣカードを接続し、必要なソフトウェアをインストールしてください。



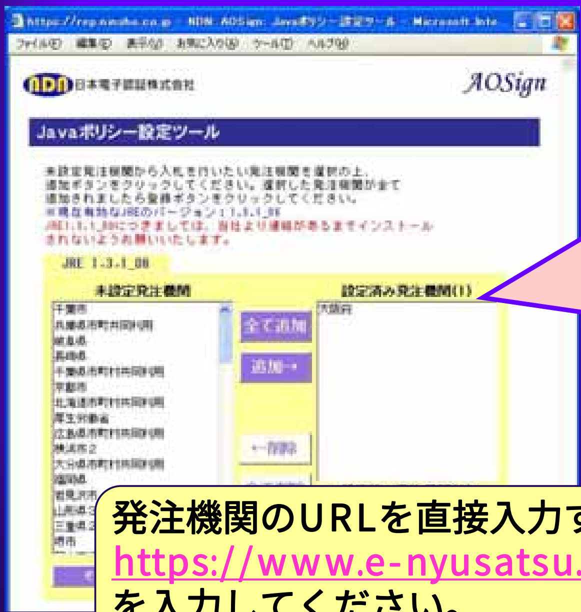


第１章　電子申請システムの利用にあたって
1.11　ICカード登録の流れ（３）

③大阪府のＪａｖａポリシー設定

認証局から送付されたICカード、ICカードリーダに添付されている取扱説明書に従ってＪａｖａポリシーの設定を行ってください。

＜Javaポリシー設定ツール例＞



注意事項

Javaポリシーの設定ツールには、
・発注機関の一覧から選択する
・発注機関をすべて登録する
・発注機関名とURLを直接入力する
などの種類があります。認証局によって異なりますので、取扱説明書またはHPの案内に従って設定を行ってください。

発注機関のURLを直接入力する場合は、
https://www.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/CALS/Accepter/
を入力してください。

第１章　電子申請システムの利用にあたって
1.12　ICカード登録の流れ（４）

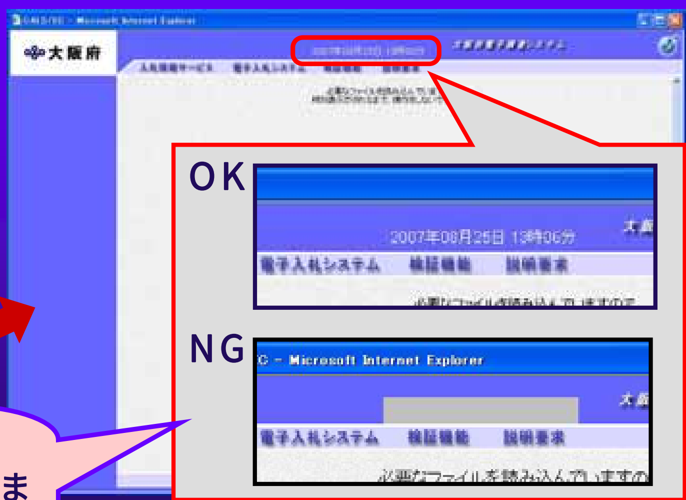
④Ｊａｖａポリシーの設定確認

電子入札システムのトップページを開きます。Ｊａｖａポリシーの設定が正しく完了していれば、必要なプログラムが自動的にダウンロードされ、上部に時計が表示されます。

＜大阪府電子調達（電子入札）システム＞



＜電子入札システムトップ＞

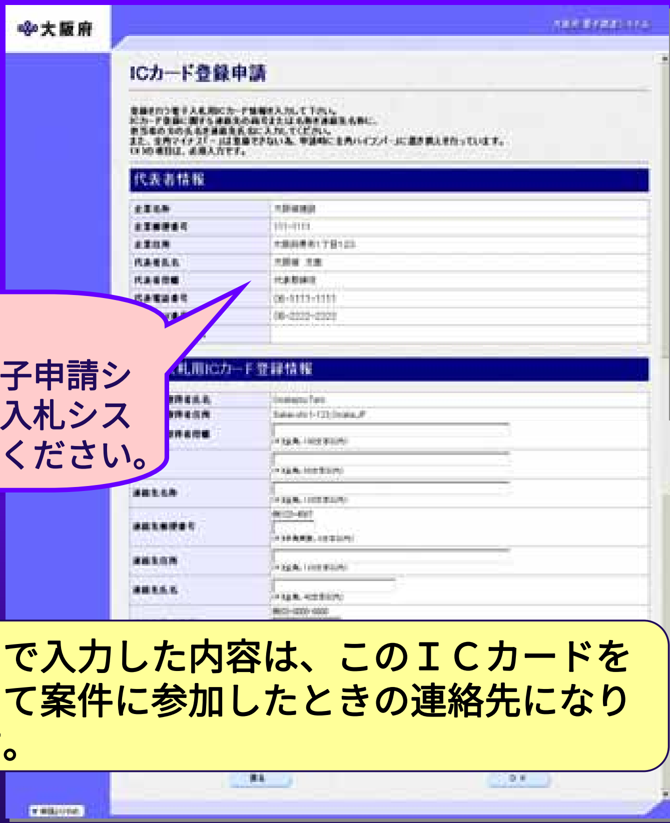


注意事項

時計が表示されない場合は、これまでの手順に問題がありますので、各認証局に問い合わせてください。

1.13　ICカード登録の流れ（５）

⑤ICカードの登録申請について
電子申請システムのICカード登録申請より、ID・パスワードにてログインを行いICカード登録を行って下さい。



注意事項
大阪府へのＩＣカード登録は電子申請システムで行ってください。電子入札システムでは行えませんのでご注意ください。

ここで入力した内容は、このＩＣカードを使って案件に参加したときの連絡先になります。

1.14　ICカードの委任について

ＩＣカードの名義は、次のいずれかであること。
① 入札参加資格に契約先として登録している代表者
② 入札参加資格に契約先として登録している府内の営業所の代理人
③ ①又は②の者より代理人として、電子入札に関する入札・見積りについての権限の委任を受けている者



ICカード登録申請（委任同意画面）

なお、③の場合、ＩＣカード登録時に入札参加資格の契約先として登録している者から、当該ＩＣカードの名義人が、このＩＣカードの利用による電子入札に関する入札・見積もりについての権限の委任を受けていることを、システムの画面で確認することにより、正当な受任者であるとみなしています。

※ICカードの名義人が変わる場合には、新しい名義人のICカードが必要です。
新しいICカードの取得までの期間は委任を受けた別の名義人のICカードを利用してください。

第１章　電子申請システムの利用にあたって

1.15　ICカード利用上の注意（1）

○ICカード利用上の注意

①複数枚のICカードを登録する事が出来ます。
大阪府では、紛失・失効等への備えのために、複数枚のICカードをご用意頂くことを推奨しています。

＜1枚目のICカード登録＞
ID・パスワードにてICカード登録申請画面にログインして、ICカード登録行います。

＜2枚目のICカード登録＞
ID・パスワード又は、一枚目に登録したICカードにて、ICカード登録申請画面にログインしてICカード登録を行います。（以降も同様に登録）

第１章　電子申請システムの利用にあたって

1.16　ICカード利用上の注意（2）

○ＪＶにおけるＩＣカード利用上の注意

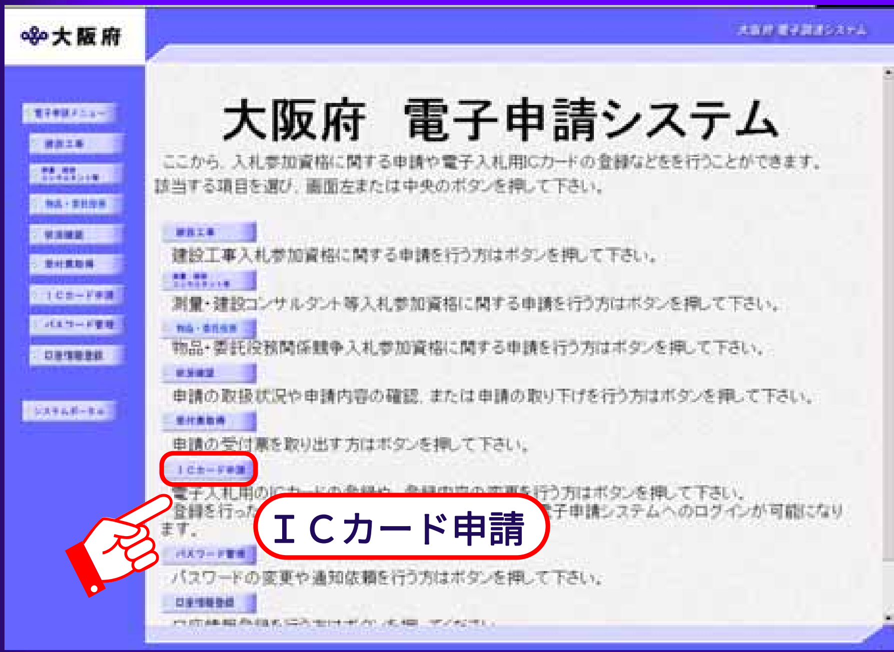
認証局
- ＩＣカードの入手（ＩＣカード利用までの流れ①～④）
  →各企業・会社において、認証局に申請して入手します。
  この時点では入札参加形態による違いはありません。

電子申請
- ＩＣカードの登録申請（ＩＣカード利用までの流れ⑤）
  →電子申請システムにより、大阪府で登録（または登録申請中）の業者情報とＩＣカード情報の結び付けを行います。
  経常ＪＶの場合は、経常ＪＶとしてＩＣカードを登録します。

電子入札
- 入札参加申請・入札
  →**特定ＪＶの場合は**、**代表構成員のＩＣカード**によりログインし、参加資格確認申請の画面から構成員の登録を行います。
  →**経常ＪＶの場合は**、電子申請で**経常ＪＶ用として申請したＩＣカード**によりログインし、必要な処理を行います。

○大阪府に単体企業として登録したＩＣカードは、経常ＪＶのカードとして登録することは出来ません。同様に経常ＪＶとして申請したＩＣカードは単体企業として登録することはできません。
○**大阪府では経常ＪＶの有効期限は１年になります。**ＩＣカードの有効期限に注意してください。

1.17　登録済みＩＣカードの確認方法（1）



現在登録しているＩＣカードの確認方法です。

① 電子申請トップページの「ＩＣカード申請」を押下します。

1.18　登録済みＩＣカードの確認方法（2）

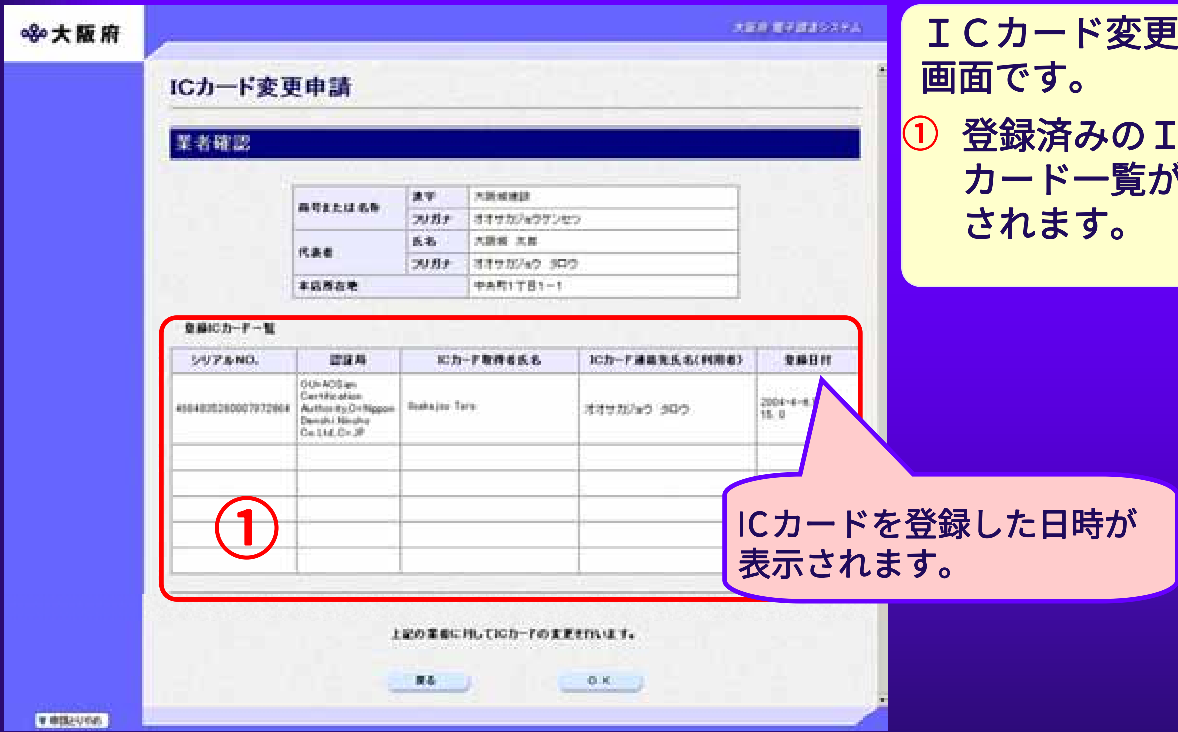


ＩＣカード登録の画面です。

① ＩＣカード登録画面の「変更申請」を押下します。

② ＩＣカード、もしくはＩＤとパスワードでログインします。

1.19　登録済みＩＣカードの確認方法（３）



ＩＣカード変更申請画面です。

① 登録済みのＩＣカード一覧が表示されます。

1.20　ＩＣカードの再購入、関連する情報の変更について

○ＩＣカードの有効期限について

ＩＣカードにはカードそのものに有効期限があります。
有効期限はカード会社や種類により異なります（約1年～3年）
※経常ＪＶで登録するＩＣカードの有効期限は、カードそのものの有効期限とは関係なく、経常ＪＶの期限である当該年度内のみ有効となります。

○期限切れのカードについて

有効期限の切れたカードは使えません。
破棄した上、新しいカードを購入してください。

○電子入札での連絡先が変更になった場合

電子入札での連絡先が変更になった場合は、電子申請システムからＩＣカード変更申請を行ってください。
ただし、そのＩＣカードですでに入札参加申請を行っている案件がある場合にその連絡先は変更されませんので、電子入札システムより企業プロパティの変更で案件ごとに変更する必要があります。

1.21　パスワードの管理

○電子申請システムを利用するには、ＩＤ・パスワードが必要です。



●パスワード変更機能　→パスワードを変更することができます。
●パスワード通知機能　→現在のパスワードの通知を受けることができます。

＊ＩＤ、パスワードについては他人に知られることのないように厳重に管理して頂くとともに、パスワードは定期的に変更して頂きますようお願いします。

●パスワード通知機能を利用するためには、あらかじめメールアドレスを登録しておく必要があります。パスワードがわからなくなった場合は、大阪府電子調達ＨＰから「ID・パスワードの再通知依頼書」をダウンロードして頂き、所定の手続きに則って再通知依頼をしてください。なお、この際パスワードは初期の状態に戻りますのでご注意下さい。



第２章　電子申請システムの特徴

第２章　電子申請システムの特徴

１．インターネットによる
入札参加資格申請

○インターネットによる電子申請の流れ







電子申請

電子申請トップページから、必要な業務を選択し、画面の要領に従って申請します。

状況確認

現在の申請状況を確認できます。申請時の問い合わせ番号でもログイン可能です。

受付票取得

受付票をインターネットで取得できます。契約時等に必要になる場合があります。

第２章　電子申請システムの特徴

２．メールアドレスの登録・運用

2.1　メールアドレスの登録・運用

○入札参加資格申請（新規・更新とも）及びＩＣカード申請にはメールアドレス（及びＦＡＸ番号）の登録が必要です。

○メールアドレスは「入札参加資格新規申請」、「変更申請」および「ＩＣカード申請」において登録します。

＜入札参加資格新規申請時または変更申請で登録＞

本店　：　パスワード通知依頼時の返信先に「本店」を選択したときのメールアドレス

営業所　：　パスワード通知依頼時の返信先に「営業所」を選択したときのメールアドレス

電子申請用　：　受付結果通知や審査結果通知等、電子申請の状態遷移を通知する等のメールアドレス

＜ＩＣカード申請時に登録＞

代表者メールアドレス：　上記の本店または営業所を自動表示します。

連絡先メールアドレス：　ＩＣカードの受付結果通知や、電子入札における通知書や受付票の到着をお知らせするメールアドレス

第２章　電子申請システムの特徴

３．システムで利用できない文字（外字等）

3.1　システムで利用できない文字（外字等）

○<u>外字の運用について</u>

→外字とは「ＪＩＳ第１水準または第２水準以外の文字」です。

→代表的な外字の例として、以下のようなものがあります。

「髙」「﨑」「𠮷」

→外字については、本システム上で取り扱えません。
外字を含んだ名称等を申請する場合は、
①当て字による項目入力
②入力欄右横の「当て字」のチェック
③外字届を作成し、他の提出書類と一緒に郵送
が必要となります。

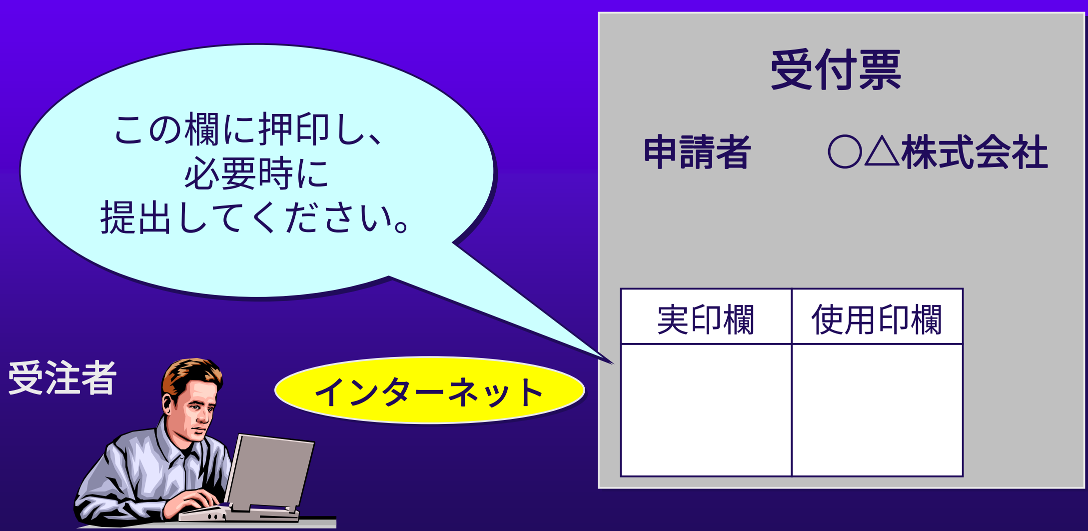
→これまで外字で申請した名称、所在地、氏名等はカタカナに変換されておりますので、変更申請で適切な「当て字」に変更してください。

第２章　電子申請システムの特徴

４．受付票の運用

4.1　受付票の運用

○電子申請システムによる入札参加申請の受付票には、インターネットを通じて入手することができます。
○新しい受付票には、押印欄を設けており、印刷後押印します。
○契約時等、提出を求められた場合に持参してください。
（実印の印鑑証明書を合わせて持参してください）
○変更申請を行った場合は新しい受付票を取りだして押印してください。



第２章　電子申請システムの特徴

５．仮受付機能

5.1　仮受付機能

○仮受付とは（!!建設工事のみです!!）

以下の２パターンのいずれかに該当する場合に、一旦システムで仮受付を行い、申請手続きを進めることが可能です。

パターン１：経営事項審査の申請手続き中のため、現時点では有効な経営事項審査が存在しないが、申請案内に記載の格付けを行う基準の日までに取得できる見込みである。

パターン２：経営事項審査の結果通知書が最近になって、発行されたため、大阪府のシステムにその結果が届いていない。



仮登録としてシステムに登録可能です。
→時間と手間を大幅に削減できます！

第２章　電子申請システムの特徴

６．口座情報登録

6.1　口座情報登録

○口座情報登録について

口座情報登録の際に注意していただきたいのは、

- ●今まで１業者から複数の口座が登録可能でしたが、今後は、１業者最大２つ（中間払い・完成払い専用口座と前払い専用口座）となります。
- ●今後の口座情報登録は電子申請（インターネット経由）のみとなります。



●債権債務者登録について
契約を締結して何らかの支払い行為を受ける際は、債権債務者登録をしている場合でも必ず口座情報登録を行ってください。